

守谷市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化について

県及び守谷市では、建設工事の全業種において社会保険加入を要件化します。社会保険に未加入業者の申請は受付できません（ただし、適用除外を除く）。

2 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付を行うのは、土木一式、建築、電気、管、水道施設の5業種で市内に本社を有する業者に限ります。

3 名簿の登載期間

平成31年4月30日まで（有効期間の始期については、「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 名簿の公表

当市では、入札・契約制度改善の一環として、閲覧希望者を対象に有資格者名簿を公表します。したがって、当該公表を拒否する者の申請は一切受け付けず、申請書が提出されたときは、当該公表に同意したものとみなします。

なお、有資格者名簿の登載事項は、住所、商号又は名称、代表者名、希望業種、資本金、年間平均完成工事高、職員数等、営業年数、建設工事の格付等【格付を付す業種のみ】となります。

5 個別書類について

個別書類の共通書類化に伴い、守谷市個別書類として以下の書類を1部提出してください。

書 類 名	区分	様式	備考
電算入力表	原本	市指定	守谷市ホームページよりダウンロード（A3版）

6 その他

この資格審査の対象部局には、守谷市上下水道事業も含まれております。上下水道事務所に個別に申請する必要はありません。

7 連絡先

守谷市役所総務部財政課管財契約グループ

〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1

電話 0297-45-1795（直通）

E-mail : zaisei@city.moriya.ibaraki.jp

守谷市ホームページ>市のしくみ>入札の部屋

http://www.city.moriya.ibaraki.jp/shikumi/nyusatu/h29_30/index.html